

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年5月15日

広島県知事 横 田 美 香

1 業務内容

- (1) 業務名
令和8年度人権週間等における人権啓発活動実施業務
- (2) 業務の仕様等
公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所
広島県内
- (5) 事業予算額
10,100千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「56A 広告・広報」、「56D イベント」及び「56E デザイン」のいずれの資格も認定されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (5) 広島県内に本社、支社又は営業所等を有し、迅速かつ具体的な連絡・調整が可能な者であること。
- (6) 県が開催する当該公募型プロポーザルに係る事前説明会に参加した者であること。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
ア 交付場所
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県環境県民局わたらしい生き方応援課（広島県庁南館3階）
電話（082）513-2734（ダイヤルイン）

イ 交付期間

令和8年5月15日（金）から令和8年5月28日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和23年法律第178号〕に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和8年6月1日（月） 午後5時

エ 提出方法

持参、郵便等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）又は電子メールによる。ただし、郵便等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月2日（火）までに通知する。

(3) 公募型プロポーザルの事前説明会の実施

当該公募型プロポーザルに係る説明会を次のとおり実施する。

また、説明会への参加を希望する者は、その旨を申し出なければならない。

ア 参加申出場所

上記(1)アの場所

イ 参加申出期限

令和8年5月28日（木） 午後4時

ウ 説明会開催日

令和8年5月29日（金） 午前10時30分

エ 説明会開催方法

オンライン会議システム（Zoom等）を利用したオンラインでの説明とする。

(4) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年6月26日(金) 午後5時

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーションの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、人権週間等における人権啓発活動実施業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合も審査を行うが、その評価値が当該選定委員会各委員の持ち点を合算した値(満点)の6割に満たない場合は、選外とする。

審査は、提案書の評価による第1次審査とプレゼンテーションによる第2次審査とし、第1次審査は提案書の提出者が5者を超えた場合に実施する。

ア 第1次審査(書類審査)

(ア) 提案書の提出者が5者を超えた場合、最優秀提案者決定のための第2次審査を受ける5者を選定する。

(イ) 第1次審査の結果は、令和8年6月30日(火)までに全ての提案書提出者に対し通知する。

イ 第2次審査(プレゼンテーション)

第1次審査により選定された提案に対し、プレゼンテーションによる審査を令和8年7月2日(木)にオンライン会議システム(Zoom等)を利用したオンラインで実施する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、「人権週間等における人権啓発活動実施業務公募型プロポーザル提案書作成要領」に基づき記載した項目を対象に、評価を行う。

(3) 第2次審査の結果の通知

令和8年7月3日(金)までに、第2次審査を受けた提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者(ただし、契約解除の要因となった業種は、「56A 広告・広報」、「56D イベント」及び「56E デザイン」の資格に限る(そのうちのいずれか又は複数の場合を含む。))

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(3) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 電子契約の可否

可

なお、電子契約の希望の有無については、最優秀提案者決定後、意向確認を行う。

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問合せ先

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

広島県環境県民局わたらしい生き方応援課（広島県庁南館3階）

電話：(082) 513 - 2734(ダイヤルイン) ファクシミリ：(082) 227 - 2549

電子メール：kanwatashi@pref.hiroshima.lg.jp